

# 給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

## 今後の流れ

### 在籍報告

(毎年4月・7月・10月)

スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

※在籍報告は、年3回あります。

※事前にスカラネットパーソナルに登録すること。

※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は  
給付奨学生の振込みが止まります。

※在籍報告月の前月までに採用された方が報告必要となります。

※転学・編入学や転学部の願出を提出し、給付奨学生としての継続を希望する場合も  
在籍報告が必要です。

### 継続願・適格認定

◎12月～1月

スカラネット・パーソナルから次年度の「給付奨学生継続願」の提出

※貸与奨学生も受けている方は、そちらも提出すること。

【重要】適格認定の基準は、貸与と給付で異なります。十分ご注意ください。

### 支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得  
状況を確認。支援区分の変更がある場合は、支給停止や給付月額が変わることが  
あります。

※10月以降の支援区分は、9月下旬にスカラネットパーソナルで各自ご確認ください。

### 授業料減免申請について

◎決定した奨学生の支援区分によって、授業料が減免されます。

- ・第Ⅰ区分 授業料全額免除
- ・第Ⅱ区分 授業料2／3免除
- ・第Ⅲ区分 授業料1／3免除
- ・支援区分外 授業料減免なし

【重要】年に2回（後期分8～9月・次年度前期分1～3月予定）授業料減免継続申請が必要です。  
(「A様式2」を申請期間内に提出。提出しなかった場合授業料減免認定が受けられません。)  
授業料減免結果通知は前期分8月、後期分1月頃発送予定です。通知に従って納付願います。

## 注意事項

- ・他の国費による給付金を受給中は、給付奨学生の支給を受けることができません。
- ・在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等がありましたら、図書館1F学生生活  
支援課までご連絡ください。

TEL : 089-927-9168  
MAIL : syougaku@stu.ehime-u.ac.jp